

令和2年3月2日

私立保育所等をご利用の保護者の皆様へ

相模原市こども・若者未来局保育課長

新型コロナウイルス感染症への対応について

日頃より、本市の保育行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症に対しましては、感染拡大を防止するため、本市においても厚生労働省などの国の対応を基本としながら、各私立保育所等の運営をお願いしているところです。

このたび、市では保育所等の新型コロナウイルスに係る臨時休園等の基本方針を定め、次のとおり対応することにいたしましたので、保護者の皆様におかれましては、ご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

1 基本方針に基づく対応

- (1) 子どもの健康と安全を確保し、感染拡大を抑制するためには、人の動きを最小限に留めることが有効であり、また、小・中学校等が休業することになり、こうした状況の中、仕事をお休みできる方やご家族等でお子様を見られる方は、できる限り家庭での保育にご協力ください。
- (2) 子ども及び職員が新型コロナウイルスに感染した場合は、最低、3日間（日曜、休日を除く）の臨時休園とします。その後の対応については、感染状況等を踏まえ、保健所と相談し、決定します。
- (3) 子どもが濃厚接触者と特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触をした日から2週間は登園できません。
- (4) 万が一、保育士等の人員が確保できなかった場合は、登園の自粛についてご協力いただくこともございます。

2 各ご家庭での注意事項

各ご家庭の方について、次の①、②の症状がある場合は、「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください（裏面参照）。

次の①、②の症状がある児童は、登園を避け、すみやかに園にご連絡ください。

- | |
|--|
| <p>①風邪の症状や37.5 度以上の発熱が4日以上続く場合
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む。)</p> <p>②強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合</p> <p>※ 基礎疾患等のある方は、②の状態が2日程度続く場合</p> |
|--|

3 感染者である同居の家族などと濃厚接触した場合

- (1) 児童が感染または感染の疑いのある方と濃厚接触した場合は、原則として接触した日から2週間、保育所等との連絡を密にさせていただくとともに、朝晩の検温や呼吸器症状の有無を確認するなど、健康観察の徹底をお願いいたします。
- (2) 症状が出現した場合は、すみやかに「帰国者・接触者相談センター」に電話相談の上、指示に従い、医療機関の受診結果等を保育所等にご報告ください。

4 各ご家庭での留意点等について

- (1) 新型コロナウイルスに感染した児童等が判明した場合、登園自粛要請や保育所等の臨時休園などについて、保育所等からすみやかにお知らせいたします。
- (2) 季節性インフルエンザ等一般的な感染症への対策と同様、手洗いや咳エチケットの徹底やマスクの着用などをお願いします。また、お子様の発熱や咳、咽頭痛等の健康観察を徹底していただき、疑わしい症状がある場合はすみやかに「電話相談窓口」にご相談ください。
- (3) 新型コロナウイルス感染症について、正しい知識に基づきお子様と接していただきますようお願いいたします。

5 その他

1～4の上記対応は令和2年2月28日時点の国の対応等に基づき決定したものです。今後新たな情報に基づき変更する可能性があります。保育所等からのご案内をご理解のうえ、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

●新型コロナウイルスに関する感染の予防、心配な症状や対応などについての相談

①神奈川県電話相談窓口 ☎045-285-0536 受付時間/午前9時～午後9時(土・日・祝日も実施)

②厚生労働省電話相談窓口 ☎0120-565653 受付時間/午前9時～午後9時(土・日・祝日も実施)

●帰国者・接触者相談センター

①相模原市帰国者・接触者相談センター

☎042-769-9237 受付時間/平日 午前8時30分～午後9時

土・日曜日、祝日等 午前9時～午後6時

※上記以外の時間帯は、市役所代表番号(☎042-754-1111)経由で、保健所職員が対応します。